

社会福祉法人 函館仁愛会
函館リハビリセンター短期入所事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人函館仁愛会が設置する函館リハビリセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、支給決定を受けた利用者に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、前四項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 函館リハビリセンター

（2）所在地 函館市石川町191番地6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・専従）

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者 2名（常勤・専従1名、常勤・兼務1名）

サービス管理責任者は、短期入所計画の作成に関するを行うほか、利用者及び家族の相談、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従事者に対する技術指導又は助言等を行う。なお、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう

努める。

- (3) 生活支援員 30名以上（常勤・専従1名以上）

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

- (4) 看護師 4名（常勤・兼務）

看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名（常勤・兼務）

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 事務員 1名以上（常勤・兼務）

事務員は、事業所運営に必要な事務を行う。

- (7) 管理栄養士 1名（常勤・専従）

栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関することを行なう。

- (8) 医師 1名（非常勤・専従）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なう。

（指定短期入所の事業の種類）

第5条 事業所は、「併設事業所」として指定短期入所事業を行う。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を身体障害者及び障害児とする。

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は4名とする。

- 2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（サービスの提供）

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた身体障害者又は障害児

の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については次のとおりとする。

（１）食事の提供に係る費用	朝食 ３６１円、昼食 ４７６円、夕食 ６６１円
（２）光熱水費に係る費用	３２８円
（３）介護給付費の対象とならない日常生活上の諸費用	実費
（４）特別なサービスの提供に伴う費用	実費
（５）個別医療にまつわる器材等	実費
（６）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	
- 4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。
- 6 利用者から上限額管理を行う施設として選定された場合には、利用者負担の上限額管理の求めに応じるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第１０条 通常の送迎の実施地域は、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧楳法華村、旧南茅部町を除く。）、北斗市（七重浜、追分、久根別、東浜、中央、中野通、飯生、常盤、本町、本郷、開発、東前、萩野、清水川以外の地域を除く。）および七飯町（大川、中野、大中山、中島、鳴川、緑町、本町、桜町、上藤城以外の地域を除く。）の地域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１１条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第１２条 事業所は、支給決定障害者から利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定短期入所サービスの提供の開始について利用申込

者の同意を得るものとする。

（緊急時における対応）

第 13 条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 14 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 前 2 項の規程により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めるものとする。

（衛生管理等）

第 15 条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲水する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

（業務継続計画の作成）

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の禁止）

第 17 条 事業所は、指定短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、止むを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（虐待防止のための措置）

第 18 条 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるものとする。

（協力医療機関等）

第 19 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

（秘密保持等）

第 20 条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情解決）

第 21 条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が同法の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定短期入所サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定短期入所サービスの提供の記録。
- (2) 短期入所計画。
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録。
- (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録。
- (5) 指定短期入所サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
- (6) 利用者が、正当な理由なしに指定短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知。
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(第17条及び第18条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所は、指定短期入所サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人函館仁愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成25年12月1日から施行する。

7 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 10 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 13 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、令和7年7月1日から施行する。